

高知県災害派遣福祉チーム員証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第3条第2項の規定により、高知県災害派遣福祉チームのチーム員として登録した者が携帯する身分証明書（以下「チーム員証」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 知事は、高知県災害派遣福祉チーム員養成研修を修了した者に対して、別記第1号様式によるチーム員証を交付する。

(再交付)

第3条 チーム員は、チーム員証を紛失（破損等を含む。）したとき、又は氏名に変更があったときは、別記第2号様式による高知県災害派遣福祉チーム員証再交付申請書により、直ちに知事に届け出て、チーム員証の再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第4条 チーム員証は、他人に貸与若しくは譲渡又は記載事項の改ざんをしてはならない。

(無効等)

第5条 チーム員証は、新たなチーム員証の交付を受けたとき、又は自らの意思による辞退、死亡等によりチーム員の資格を喪失したときは無効とする。

2 前項の場合に至ったときは、直ちに返納しなければならない。

附則

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

別記（第1号様式）

（表）

高知県災害派遣福祉チーム員証

登録番号：
氏 名：
上記の者は高知県災害派遣福祉チーム員であることを
証明します。
令和 年 月 日交付
高 知 県 知 事

印

5.5cm

9.1cm

（裏）

注意事項

1 本証は、チーム員として活動中に携帯し、必要な際に
提示すること。

2 本証は、他人に貸与若しくは譲渡又は記載事項の改ざ
んをしてはならない。

3 本証を紛失したとき又は記載事項に変更が生じた時は、
速やかに届け出て、再交付を受けること。

4 チーム員としての活動の意思が消失した場合は、遅滞
なく返納すること。

別記（第2号様式）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

印

高知県災害派遣福祉チーム員証再交付申請書

令和 年 月 日に交付を受けた、高知県災害派遣福祉チーム員証について、（紛失、下記のとおり記載事項変更）のため、再交付を申請します。

記

（記載事項変更の場合に記載する）